

組 織 及 び 運 営 の 合 理 化
に 資 す る た め の 意 見 書

(平成19年度会計定期監査結果報告添付意見)

平成20年11月

島 根 県 監 査 委 員

目 次

監査意見	1
本年度の意見	1
一般会計及び特別会計	
1 資金前渡の適切な執行について	1
2 税外収入に係る未収金対策について	2
3 マイレージの取扱いについて	3
4 公用車のリース方式の導入について	3
5 企業立地促進助成金（雇用助成）の運用について	3
6 児童・生徒の体育・課外スポーツ活動等における事故防止について	4
7 職員定期健康診断における要精密検査者の受診率向上について	4

企業会計

1	病院事業の運営について	6
(1)	中央病院	6
(2)	こころの医療センター	6
(3)	病院全事業	7
2	電気事業の運営について	9
3	工業用水道事業の運営について	10
4	水道事業の運営について	11
5	宅地造成事業の運営について	12
6	企業局全事業について	12
	昨年度の意見に対する措置状況の評価	13

監 査 意 見

本県の財政は、依然として硬直化した極めて厳しい状況が続いている。

県におかれては、昨年10月に策定された「財政健全化基本方針」に基づき、徹底した歳出見直しや財源確保に向けた取組が推進されているところである。

この意見書は、地方自治法第199条第10項の規定に基づき組織及び運営の合理化に資するための意見として述べたものであり、今後の行財政運営に当たり留意するとともに、改善措置について検討されたい。

なお、昨年度述べた意見に対する措置状況について、「評価するもの」、「措置状況を見守るもの」及び「引き続き改善措置を求めるもの」の3分類に整理して、末尾に掲げたので、これに留意の上、引き続き改善に努められたい。

本年度の意見

一般会計及び特別会計

1 資金前渡の適切な執行について（各部主管課、出納局）

資金前渡は、地方自治法施行令第161条に規定があり、経費の性質上、現金支払いをしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費について適用されるものであり、現金を取り扱うことから、適切な執行が強く求められている。

しかしながら、現金交付が遅れたため資金前渡者が立替払を行ったものや資金前渡整理簿への記載漏れ、受払日等の不正確な記載、資金前渡受領者口座に発生した預金利息の収入手続きがなされていないものなどの不適切な事例があった。

また、現行の資金前渡整理簿については、資金前渡受領者と資金前渡者が同一の場合は記載が不要とされていたり、精算にかかる記載欄が様式に設けられていないなど、整理簿としては不十分な点が見受けられる。

については、資金前渡にかかる事務処理の明確化のため、分かりやすい様式等につ

いて検討するとともに、会計担当職員に対し執行方法、資金前渡整理簿への記載方法、資金前渡受領者口座の管理等について指導を徹底されたい。

また、各部主管課においても、部内会計担当職員に対し指導を徹底されたい。

なお、各種審議会委員報酬や講師謝金などについて資金前渡で対応しているものにあっては、相手方の理解を得て、可能な限り口座振替払いとするよう努められたい。

2 税外収入に係る未収金対策について（各部主管課、出納局）

平成19年度における県税以外のいわゆる税外収入（負担金、使用料、貸付金等）に係る未収金は、総額では昨年度と比べ7千万円余減少しているものの、25億3千万円余（うち一般会計分1億5千万円余、中小企業近代化資金貸付金21億2千万円余、母子・寡婦福祉資金貸付金1億8千万円余等）にのぼっている。

税外収入の未収金対策については、平成17年度に行った定期監査結果報告の添付意見において、債権管理マニュアルを策定し、適切な未収金対策を講じるよう意見を述べたところであり、その後、関係所属においては、概ね債権管理に関する要綱等が制定されたところである。しかしながら、債権回収についての規定が十分でない要綱等が見受けられるとともに、会計規則に基づく督促が行われていないところや債権管理簿が作成されていないところなど、未収金に対する対応が不十分な所属があった。

これは、強制徴収までの専門体制を持つ県税部門と違って、債権確保に関する法的な知識、経験を持った職員が少ないことなどによるものと考えられる。

については、強制徴収・強制執行までの手続きを含めた標準的な債権管理マニュアルを作成するとともに、税外収入を所管する部局同士の連携・情報交換・研修の実施などを行い、また事案によっては弁護士の活用を含め、未収金のより効果的な徴収対策を推進されたい。

3 マイレージの取扱いについて（人事課）

公務により航空機に搭乗した際のマイレージの取扱いについては、平成20年7月2日付けの人事課長通知により、マイレージの取得及び私的使用を自粛することとしている。

しかしながら、マイレージサービスは航空会社の顧客サービスとして広く社会一般に普及していること、また県財政は依然として厳しい状況にあることから、このような民間サービスを積極的に活用することが必要と考えられる。

については、航空機を利用した出張が一定程度見込まれる管理職を当面の対象とし、マイルを無料航空券と引き換えるサービスを活用することについて検討されたい。

4 公用車のリース方式の導入について（人事課、財政課、出納局）

公用車については、平成19年度末で、特殊自動車を除く自動車を831台所有し、出納局で99台、各所属で732台を管理している。

県財政が厳しい状況にあって、徹底した行政の効率化・スリム化が求められており、公用車については今後も組織や業務の変化に対応した見直しに取り組むとともに、車検・点検費用など直接的な経費の削減に加え、事務負担の軽減など間接的な経費の削減に取り組む必要がある。また、車両の小型化や低公害車の導入促進など環境に配慮した取組が求められている。

このような公用車に係る諸課題に対処するため、全国的にリース会社が公用車の管理と維持の業務を行うリース方式が導入されてきている。

については、公用車の管理経費の削減と事務負担の軽減、さらには地球温暖化対策の推進の観点からリース方式の導入について検討されたい。

5 企業立地促進助成金（雇用助成）の運用について（企業立地課）

島根県企業立地促進条例に基づく企業立地促進助成金については、それまでの企業の一定額以上の増加固定資本額に対する投資助成に加え、平成17年度に常用従業員10人以上の雇用増（一部業種は5人以上）に対し雇用助成制度を新設し、企業からの申請に基づき増加常用従業員数を確認のうえ、平成18年度から助成金

が交付されている。

平成18年度及び19年度に助成金を交付された10社の増加常用従業員数について、交付後半年の間に従業員がさらに増加している企業もある反面、半数の企業では減少していた。中には交付後1年で助成金交付要件の増加常用従業員数を下回るまで減少した企業もある。

交付の目的が、企業の立地を促進することにより、雇用機会の増大を図り、定住促進に寄与することからすると、交付後短期間のうちに従業員が大きく減少することは、交付の趣旨を損なうことになりかねないものであり、交付時の審査も含め雇用助成のあり方について検討されたい。

6 児童・生徒の体育・課外スポーツ活動等における事故防止について

(義務教育課、保健体育課)

近年、学校管理下における熱中症は、全国的にも急増している状況にある。大阪府内の学校では平成19年度に熱中症による死亡事故まで発生している。

県教育委員会では、熱中症事故の防止について国からの依頼を受け、県立学校長あてに適切な対応を徹底するよう、毎年文書で通知がされている。

しかしながら、本県においても最近、高等学校の部活動中に熱中症により入院する事故が発生している。

については、県立学校における熱中症の発生実態把握や予防に不可欠な各種温度計の配置状況を踏まえ、実効性のある対応に努められたい。

また、熱中症のみならず、児童・生徒の生命に関わる学校管理下の体育・課外スポーツ活動等における事故の防止についても適切な対応に留意されたい。

7 職員定期健康診断における要精密検査者の受診率向上について(人事課)

平成19年度の定期健康診断受診率は95.2%であり、ここ数年90%台で推移している。定期健康診断受診者に対する有所見者の割合は増加しており、平成19年度は79.2%に達している。また、要精密検査者の割合は一時減少傾向にあったが、ここ2年増加し、平成19年度は30.7%となっている。

要精密検査者のうち、実際に精密検査を受診した者の割合は増加しているものの平成19年度は46.6%であり、精密検査が必要な者の半数以上が依然として未受診の状況となっている。

労働安全衛生法では、事業者は労働者に対し医師による健康診断を行わなければならないことを義務づけるとともに、この結果に基づき労働者の健康を保持するために必要があると認めるときは適切な措置を講ずること等、職場における取組を規定している。

については、職員自身による健康管理はもちろんであるが、事業者として職員の健康状況を的確に把握し、必要な場合に適切な措置を講ずるために、精密検査の受診率向上に努められたい。

企業会計

1 病院事業の運営について（中央病院、こころの医療センター）

（1）中央病院

1）医療従事者の確保について

医師については、平成19年度において処遇改善等が図られ、一定の確保が成されたところであるが、平成20年7月1日現在で正規職員5名が欠員となっているほか、後期臨床研修医も募集に対し充足していないなど医師不足は続いている。今後とも積極的に医師の確保に努められたい。

また、看護師については、平成21年4月からの「7対1」看護配置に向けて、多くの看護師の確保が必要となるが、増員に対応した職場環境の整備や要望の多い院内保育所設置などの検討を進めて看護体制の確保に努められたい。

さらに、新規採用者の増加により若年層の割合が高まることとなるため、看護師の研修体制の一層の強化等を図って、看護の質の確保にも努められたい。

（2）こころの医療センター

1）PFI事業による施設維持管理等の円滑な推進について

建物や設備の維持管理、患者搬送、患者利便施設運営等の業務については、新病院の建設に併せて県内で初めてのPFI事業により実施されているところである。

入院患者や外来患者が安心して必要な診療を受けることのできる環境を確保するためには、診療体制の充実とともにPFI事業の円滑な推進が大変重要であり、病院側とPFI事業者側が緊密な連携のもとに病院運営に取り組みられたい。

(3) 病院全事業

1) 地方公営企業法の全部適用について

病院事業については、地方公営企業法の一部（財務事務）のみの適用であったが、平成19年4月から全部を適用することとし、知事部局から独立した病院事業管理者を置き、病院局を設置したところである。

全部適用により、病院事業管理者のもとで意思決定が迅速にできるようになり、医療従事者の確保に向けて、職員定数の増加、医師手当等の増額、看護職員の採用試験の改善など、当面の課題に機敏に対応してきている。

今後については、病院事業管理者のもとで、中央病院とこころの医療センターとが、委託業務や購入業務の共同化等を一層推進して、全部適用の効果をより発揮されるよう取り組まれない。

2) 内部統制について

両病院とも窓口等において多額の現金を取り扱っており、また、部局や職種が多岐にわたっており、財務関係の事故防止を目的とした内部牽制機能を確保することが求められている。

このため、平成19年4月制定の「病院局財務規程」には第129条として、「病院局における財務事務の適正化を期するため、定期又は臨時に検査を行う」と規定されているが、実際には検査は実施されていなかった。

については、検査の項目や手続きなどの検査方法を具体的に定めて定期及び臨時に実施するなど、財務事務の内部統制については特に留意されたい。

3) 未収金対策について

両病院においては医療費の個人負担未収金の回収に鋭意取り組まれているが、当該未収金のうち1年以上経過したものは、両病院で1億4,700万円余の多額に達し、前年度末に比較して20%（2,400万円余）増加している。この増加額は3年連続して2,000万円を超えており、懸念される状況にある。

厚生労働省の「医療機関の未収金問題に関する検討会」では、医療機関の未収金の増加に関し、様々な観点から発生原因の分析や対応策の検討を行っており、本年7月には、その報告書が示されている。

未収金対策については、昨年度の決算審査意見で指摘しているところであり、前述の報告書なども参考にして、一層の取組を推進されたい。

4) 引当金の計上について

平成19年度決算において、中央病院では退職給与引当金1,400万円、修繕引当金3,000万円、こころの医療センターでは退職給与引当金3,800万円が計上されているが、いずれも算定基準が明確ではない。算定基準が明確でなければ、恣意的な損益調整とみなされるおそれがあり、会計上最も注意すべきことである。

については、総務省の「地方公営企業会計制度研究会」報告(平成17年3月)や他県の事例を参考に、引当金についての明確な算定基準を設定されたい。

5) 医療事務の委託契約について

診療報酬請求事務を中心とした医療事務の委託については、両病院とも長年にわたり単年度毎に一者随意契約を継続している。

については、契約の公正性、経済性の確保の観点から、平成18年3月6日付け出納局長通知「随意契約事務の改善」により競争性のある契約方法が取れないか検討されたい。また、医療事務については長期継続契約を締結することができるように規則が制定されており、複数年契約についても検討されたい。

なお、窓口サービスや患者サービスなどの委託業務の質の確保についても、一層の注意を払われたい。

2 電気事業の運営について（企業局）

1）電気事業の経営の健全化について

事業収益に大きな影響を与える料金単価は、電力自由化の流れの中で、低下傾向にあり、事業収益の減少がさらに続くことが想定される。

こうした状況の中で、平成20年度は水力発電の料金改定交渉の年にあたり、また、風力発電も公営企業としては全国有数の発電規模を誇る江津高野山風力発電所が平成20年11月に営業運転開始予定となっているなど、電気事業の今後の運営に向けて、大事な1年であり、一層の経営努力を行い、運営の効率化を推進していく必要がある。

電力自由化への対応について

平成7年度の電気事業法改正に伴う経過措置は平成22年3月末までとなっており、同年4月以降は電力自由化が本格的に始まることになる。従って、電力会社との新たな供給契約の締結に向けて、電気事業を営む中国地方各県との連携を図るとともに、経費の節減や経営の効率化に努め、経営基盤の一層の強化に努められたい。

隠岐大峯山風力発電所の経営の健全化について

平成16年2月から運転開始した隠岐大峯山風力発電所の設備利用率は、目標の33.0%に対し平成18年度は22.4%、平成19年度は19.7%と目標が達成されていない。これは落雷等に起因する機器の故障による長期の運転停止によるものであり、その対策の一つとして平成18年12月には避雷塔を設置し、また平成19年度には風車の羽根のアース線強化や故障時に迅速な復旧を行うための予備品の確保がなされてきているが、結果として運転停止時間短縮の改善に必ずしも至っていない。

このため、昨年度も意見として述べたメンテナンスや修理体制の見直しをさらに行うとともに、費用対効果の観点に立った諸対策を実施し、正常運転の確保を図る必要がある。

また、隠岐大峯山風力発電所の経常損益は赤字基調が続いており、平成19年度は3,819万円余の赤字となり、営業運転開始後初めて償却前損益が赤字となった。

経常損益の赤字基調がこのまま推移すれば、隠岐大峯山風力発電所の事業の存続が経営上大きな負担となってくることから、中期的な経営見通しを踏まえ、適切な事業執行に努められたい。

江津高野山風力発電所の運営管理について

江津高野山風力発電所については、発電設備9基、認可最大出力2万700kWで、平成19年3月に建設工事に着手し、平成20年7月から試運転を行い、11月からは営業運転が開始される予定となっている。工事は順調で、建設事業費も発注時点に予測した事業費の枠内に収まる見通しとなっている。

効率的安定的な事業運営に向けて、設備機器の十分な点検や運転ノウハウの確保、トラブルの早期回復対策などに加え、維持管理契約の内容の点検など、万全の対応を講じられたい。

3 工業用水道事業の運営について（企業局）

1）飯梨川工業用水道事業の需要拡大対策について

飯梨川工業用水道事業の売水率は平成5年度の71.0%をピークに漸減傾向にあり、当面、契約水量の増加は期待できない状況にある。

については、引き続き経費の節減に努めるとともに、新規契約先の開拓や新たな活用策の検討など需要拡大対策に取り組まれたい。

2）江の川工業用水道事業の需要拡大対策について

江の川工業用水道事業については、事業開始以来給水先は1企業にとどまっております。売水率は4.7ポイント上昇したものの、14.3%であり1企業の需要動向に左右されるため、今後の需要拡大に向けて、分譲促進のため平成20年度から新たに導入された用地取得費の20%助成措置（地元市と合わせて40%

助成)等を十分に活用して、江津地域拠点工業団地への用水型企業の誘致等に努めるとともに、用水の有効活用策について検討されたい。

3) 八戸川工業用水道建設事業のあり方について

八戸川工業用水道建設事業については、県営八戸ダムに 23 万 m^3 の用水を確保し、そのうち江の川工業用水道事業に5万 m^3 、江の川水道事業に2万7千 m^3 の用水を利用しているが、残りの15万3千 m^3 については、昭和51年のダム完成以来利用されることなく現在に至っている。

企業局においては、平成16年度の包括外部監査意見や決算審査意見を受けるなかで、有効利用について種々検討がなされてきたが、具体的な活用策が見出せない状況にある。

具体的な水需要の見込みがなく、事業開始の見通しのない当該事業を企業局事業として、建設仮勘定に管理費を計上し続け、資産を増大させている状況は、事業実態を適正に表示すべき企業会計上も問題であり、一般会計への移管なども含め、県と協議のうえ、その扱いを決定されたい。

4 水道事業の運営について(企業局)

1) 江の川水道事業における支出の抑制と新たな需要拡大について

江の川水道事業については、市の参画水量に対して使用水量が少ないことから供給単価が割高となっており、一般会計からの補助や電気事業会計からの借り入れにより供給単価の引き下げや平準化措置が行われている。

単価軽減のためには、昨年度も意見として述べたところであるが、経費節減等に努めるとともに、簡易水道の上水道への切り替え等について、引き続き江津市・大田市と協議を進め需要拡大に取り組まれたい。

2) 斐伊川水道建設事業の推進について

斐伊川水道建設事業は、県東部地域における安定的な水道用水供給対策として、山佐ダムを水源とする第1期拡張事業に次ぐ第2期拡張事業として位置づ

けられ、平成 23 年度の給水開始に向け建設工事が順調に進められてきている。

平成 23 年度の給水開始に向けて、建設事業費の縮減に努めるとともに、関係市町の契約水量の確定や料金設定に向けた具体的な調整作業が本格化していく中で、県東部地域における料金設定のあり方や総合的な事業経営、運営管理の効率化等について検討を深められたい。

5 宅地造成事業の運営について（企業局）

1) 各工業団地の分譲促進について

各工業団地の分譲促進について、知事部局・地元市・関係団体等と企業誘致に関する様々な情報を共有し、県・市の各種の分譲促進のための諸制度や江津地域拠点工業団地における用地取得費の 40%助成措置(県 20%、20市%)等を十分に活用して分譲促進に努められたい。

6 企業局全事業について

1) 経営計画の推進について

平成 19 年度は、経営計画を踏まえ、業務コスト削減（物件費の削減）や職員数の削減が引き続き図られるとともに、高金利既往債の繰上償還・借換による支払利息の軽減などの取組がなされてきたところである。

しかしながら、隠岐大峯山風力発電所や江津高野山風力発電所建設事業が経営計画を構成する財務計画に盛り込まれていないなどの点が見受けられる。

については、経営計画について必要な見直しを行うとともに、計画と実績との対比、分析等 P D C A マネジメントサイクルを徹底しながら、企業局全事業について、全職員が一丸となって、経営計画の着実な推進を図り、健全経営をめざして一層の効率化と経営基盤の強化に努めていく必要がある。

また、経営計画は、企業局内外に向けた経営意思の具体化であり、計画の達成状況や課題解決のための取組状況等について、県民や関係者に十分な情報提供を行うなど、企業局事業の理解の促進に努められたい。

昨年度の意見に対する措置状況の評価

一般会計及び特別会計

1 次の事項については、具体的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

(1) 県からの派遣職員に係る適正な費用負担について (人事課)

2 次の事項については、具体的な改善措置が一部講じられたもの、又は改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。

(1) 医療制度改革に関わる広報について

(健康福祉総務課、医療対策課、健康推進課、高齢者福祉課)

(2) 歳入の早期確保について (各部主管課、出納局)

(3) 公共事業の施行に伴う市町村からの受託事業について

(農地整備課、土木総務課)

(4) 県からの派遣職員に係る適正な費用負担について (高校教育課)

(5) 財団法人島根県建設技術センターへの委託業務の改善について (土木総務課)

(6) 重要な支出の原因行為等の出納機関への事前協議について

(各部主管課、出納局)

(7) 支出負担行為の出納機関の確認について (各部主管課、出納局)

(8) 借受財産の賃借料について (管財課)

(9) メンタルヘルスへの取組について (人事課、教育庁福利課、警察本部)

3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

該当なし

企業会計

1 次の事項については、具体的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

(1) 「島根県立こころの医療センター」への円滑な移行について

(こころの医療センター)

(2) 設備の計画的な改良・更新について

(企業局全事業)

2 次の事項については、具体的な改善措置が一部講じられたもの、又は改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。

(1) 「島根県立中央病院中期計画アクションプラン」への取組について

(中央病院)

(2) 「7対1」看護配置の導入について

(中央病院)

(3) 「島根県立湖陵病院中期計画アクションプラン」への取組について

(こころの医療センター)

(4) 病院事業中期計画の推進について

(病院全事業)

(5) 医療従事者の確保について

(病院全事業)

(6) 未収金対策について

(病院全事業)

(7) 江津高野山風力発電所建設事業の監理について

(電気事業)

(8) 江の川水道事業における支出の抑制と新たな需要拡大について

(水道事業)

(9) 斐伊川水道建設事業の推進について

(水道事業)

(10) 水供給に係る危機管理対策について

(水道事業)

(11) 各工業団地の分譲促進について

(宅地造成事業)

(12) 経営計画の推進について

(企業局全事業)

3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

(1) 隠岐大峯山風力発電所の経営の健全化について

(電気事業)

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| (2) 飯梨川工業用水道事業の需要拡大対策について | (工業用水道事業) |
| (3) 江の川工業用水道事業の需要拡大対策について | (工業用水道事業) |
| (4) 八戸川工業用水道建設事業のあり方について | (工業用水道事業) |